

令和 5 年 第 4 回 (9 月)

川 口 市 議 会 定 例 会

報 告 事 項

令和5年第4回（9月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第	17号	専決処分の報告について（家屋調査における食洗機損傷事故）…	1
報告第	18号	専決処分の報告について（公用自動車による人身及び自転車 損傷事故）……………	2
報告第	19号	専決処分の報告について（公用自動車による人身及び自転車 損傷事故）……………	3
報告第	20号	専決処分の報告について（公用自動車による看板損傷事故）…	4
報告第	21号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	5
報告第	22号	令和4年度川口市一般会計継続費精算報告書について……………	7
報告第	23号	令和4年度川口市小型自動車競走事業特別会計継続費精算報 告書について……………	15
報告第	24号	令和4年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について……	19
報告第	25号	令和4年度川口市が出資した法人の経営状況について……………	22
報告第	26号	令和4年度決算に基づく川口市健全化判断比率について……………	23
報告第	27号	令和4年度決算に基づく川口市資金不足比率について……………	24
報告第	28号	権利の放棄の報告について（特別定額給付金返還金ほか16 債権）……………	25
報告第	29号	権利の放棄の報告について（水道料金）……………	27
報告第	30号	権利の放棄の報告について（診療費）……………	28

報告第 17号

専決処分の報告について

家屋調査における食洗機損傷事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 家屋調査における食洗機損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和5年1月27日
- 3 事故発生場所 川口市芝中田2丁目38番11号 居宅内
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 45歳
- 5 損害賠償の額 164,450円

令和5年7月4日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 18号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による人身及び自転車損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和4年10月12日
- 3 事故発生場所 川口市長蔵2丁目26番9号先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
女 性 17歳
- 5 損害賠償の額 90,510円

令和5年7月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 19号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による人身及び自転車損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和4年10月18日
- 3 事故発生場所 川口市朝日3丁目20番13号先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 66歳
- 5 損害賠償の額 67,510円

令和5年7月5日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 20号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による看板損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和5年3月8日
- 3 事故発生場所 川口市大字安行領根岸1253番地先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市所在
A町会
- 5 損害賠償の額 13,200円

令和5年7月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 21号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和5年4月19日
- 3 事故発生場所 川口市安行出羽4丁目1番1号 駐車場内
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
女 性 60歳
- 5 損害賠償の額 58,993円

令和5年7月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 22号

令和4年度川口市一般会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

令和4年度川口市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設事業(設計委託その2)	令和元年度	円 61,380,000	円 40,000,000	円 6,000,000	円 15,380,000	
			令和2年度	66,280,000	43,200,000	7,000,000	16,080,000	
			令和3年度	66,280,000	43,200,000	22,000,000	1,080,000	
			令和4年度	51,426,000	33,500,000	1,000,000	16,926,000	
			計	245,366,000	159,900,000	36,000,000	49,466,000	
		新庁舎建設事業(建設工事その2)	令和2年度	236,614,000	170,800,000	28,000,000	37,814,000	
			令和3年度	1,406,602,000	1,046,200,000	359,000,000	1,402,000	
			令和4年度	650,581,000	496,700,000	44,000,000	109,881,000	
			計	2,293,797,000	1,713,700,000	431,000,000	149,097,000	
3 民生費	1 社会福祉費	青木会館改築事業(建設工事)	令和3年度	476,698,000	345,900,000		130,798,000	
			令和4年度	594,278,000	438,200,000		156,078,000	
			計	1,070,976,000	784,100,000		286,876,000	
	2 老人福祉費	老人福祉センター改築事業	令和3年度	82,757,000	60,000,000		22,757,000	
			令和4年度	102,456,000	75,500,000		26,956,000	
			計	185,213,000	135,500,000		49,713,000	
	3 児童福祉費	保育所施設整備事業(みどり戸塚保育園空調改修工事)	令和3年度	16,544,000			16,544,000	
			令和4年度	8,360,000			8,360,000	
			計	24,904,000			24,904,000	
		保育所施設整備事業(育備川口西園空調改修工事)	令和3年度	21,644,000			21,644,000	
			令和4年度	21,806,000			21,806,000	
			計	43,450,000			43,450,000	

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
61,380,000		40,000,000	6,000,000	15,380,000	0		0	0	0
66,280,000			7,000,000	59,280,000	0		43,200,000	0	△43,200,000
66,280,000		43,200,000	22,000,000	1,080,000	0		0	0	0
51,426,000		33,500,000	1,000,000	16,926,000	0		0	0	0
245,366,000		116,700,000	36,000,000	92,666,000	0		43,200,000	0	△43,200,000
184,982,000			14,182,000	170,800,000	51,632,000		170,800,000	13,818,000	△132,986,000
791,388,000		702,100,000	50,072,000	39,216,000	615,214,000		344,100,000	308,928,000	△37,814,000
1,317,427,000		840,800,000	47,100,000	429,527,000	△666,846,000		△344,100,000	△3,100,000	△319,646,000
2,293,797,000		1,542,900,000	111,354,000	639,543,000	0		170,800,000	319,646,000	△490,446,000
155,694,000		111,000,000		44,694,000	321,004,000		234,900,000		86,104,000
915,280,300		673,100,000		242,180,300	△321,002,300		△234,900,000		△86,102,300
1,070,974,300		784,100,000		286,874,300	1,700		0		1,700
27,476,000		19,500,000		7,976,000	55,281,000		40,500,000		14,781,000
157,736,500		116,000,000		41,736,500	△55,280,500		△40,500,000		△14,780,500
185,212,500		135,500,000		49,712,500	500		0		500
8,590,000				8,590,000	7,954,000				7,954,000
16,314,000	8,360,000			7,954,000	△7,954,000	△8,360,000			406,000
24,904,000	8,360,000			16,544,000	0	△8,360,000			8,360,000
					21,644,000				21,644,000
43,449,450	21,805,240			21,644,210	△21,643,450	△21,805,240			161,790
43,449,450	21,805,240			21,644,210	550	△21,805,240			21,805,790

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	2 清掃費	朝日環境センタープラント維持補修事業（不燃物・灰処理設備）	令和3年度	円 28,282,000	円	円	円 28,282,000	円
			令和4年度	37,718,000				37,718,000
			計	66,000,000			28,282,000	37,718,000
9 消防費	1 消防費	仮称東消防署建設事業	令和3年度	684,632,000		501,300,000	180,000,000	3,332,000
			令和4年度	768,618,000		561,000,000	207,618,000	
			計	1,453,250,000		1,062,300,000	387,618,000	3,332,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業（新郷小学校建設工事）	令和3年度	146,446,000	15,030,000		130,000,000	1,416,000
			令和4年度	62,763,000	5,812,000	10,300,000		46,651,000
			計	209,209,000	20,842,000	10,300,000	130,000,000	48,067,000
		小学校施設整備事業（東本郷小学校プール建設工事）	令和3年度	182,513,000	13,279,000	23,500,000	109,045,000	36,689,000
			令和4年度	61,852,000	5,648,000	10,000,000		46,204,000
			計	244,365,000	18,927,000	33,500,000	109,045,000	82,893,000
	6 社会教育費	歴史的建造物施設整備事業（旧田中家住宅南塀耐震補強工事）	令和3年度	93,950,000	46,975,000	42,200,000		4,775,000
			令和4年度	71,940,000	35,969,000	32,300,000		3,671,000
			計	165,890,000	82,944,000	74,500,000		8,446,000
		鳩ヶ谷公民館改築事業（建設工事）	令和3年度	296,333,000			250,000,000	46,333,000
			令和4年度	602,078,000		451,500,000		150,578,000
			計	898,411,000		451,500,000	250,000,000	196,911,000
		西川口・横曽根公民館集約化事業（設計委託）	令和3年度	10,000,000		6,700,000		3,300,000
			令和4年度	78,000,000		52,600,000		25,400,000
			計	88,000,000		59,300,000		28,700,000

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					28,282,000			28,282,000	
66,000,000			28,282,000	37,718,000	△28,282,000			△28,282,000	0
66,000,000			28,282,000	37,718,000	0			0	0
224,990,000		168,700,000	56,290,000		459,642,000		332,600,000	123,710,000	3,332,000
1,221,312,000		888,400,000	329,580,000	3,332,000	△452,694,000		△327,400,000	△121,962,000	△3,332,000
1,446,302,000		1,057,100,000	385,870,000	3,332,000	6,948,000		5,200,000	1,748,000	0
79,710,000	8,569,000		71,141,000		66,736,000	6,461,000		58,859,000	1,416,000
129,433,000	12,708,000	10,300,000	58,859,000	47,566,000	△66,670,000	△6,896,000	0	△58,859,000	△915,000
209,143,000	21,277,000	10,300,000	130,000,000	47,566,000	66,000	△435,000	0	0	501,000
22,940,000	4,343,000	1,400,000	17,197,000		159,573,000	8,936,000	22,100,000	91,848,000	36,689,000
221,425,000	16,756,000	32,100,000	91,150,756	81,418,244	△159,573,000	△11,108,000	△22,100,000	△91,150,756	△35,214,244
244,365,000	21,099,000	33,500,000	108,347,756	81,418,244	0	△2,172,000	0	697,244	1,474,756
					93,950,000	46,975,000	42,200,000		4,775,000
141,801,000	70,900,000	63,700,000		7,201,000	△69,861,000	△34,931,000	△31,400,000		△3,530,000
141,801,000	70,900,000	63,700,000		7,201,000	24,089,000	12,044,000	10,800,000		1,245,000
167,200,000			167,200,000		129,133,000			82,800,000	46,333,000
729,784,000		450,400,000	82,800,000	196,584,000	△127,706,000		1,100,000	△82,800,000	△46,006,000
896,984,000		450,400,000	250,000,000	196,584,000	1,427,000		1,100,000	0	327,000
10,000,000		6,700,000		3,300,000	0		0		0
78,000,000		52,600,000		25,400,000	0		0		0
88,000,000		59,300,000		28,700,000	0		0		0

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		横曽根図書館改築事業 (設計委託)	令 和 3 年 度	円 10,000,000	円	円 6,700,000	円	円 3,300,000
			令 和 4 年 度	78,000,000		52,600,000		25,400,000
			計	88,000,000		59,300,000		28,700,000

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 10,000,000	円	円 6,700,000	円	円 3,300,000	円 0	円	円 0	円	円 0
78,000,000		52,600,000		25,400,000	0		0		0
88,000,000		59,300,000		28,700,000	0		0		0

報告第 23号

令和4年度川口市小型自動車競走事業特別会計継続費精算報告書について
上記継続費精算報告書を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第14
5条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和4年度川口市小型自動車

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 施設整備費	1 施設整備費	オートレース場施設整備費(審判棟建設工事)	令和2年度	円 298,004,000	円	円	円 298,004,000	円
			令和3年度	372,504,000			372,504,000	
			令和4年度	13,032,000			13,032,000	
			計	683,540,000			683,540,000	

競走事業特別会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 222,220,000	円	円	円 222,220,000	円	円 75,784,000	円	円	円 75,784,000	円
98,820,000			98,820,000		273,684,000			273,684,000	
362,500,000			362,500,000		△349,468,000			△349,468,000	
683,540,000			683,540,000		0			0	

報告第 24号

令和4年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
第18条の2第2項の規定により次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

令和4年度川口市水道事

款	項	事業名	年度	全体計画		
				年割額	左の財源内訳	
					企業債	損益勘定 留保資金等
1 事業費	1 営業費用	浄配水場更新工事基本設計策定事業（鳩ヶ谷浄水場）	令和3年度	円 20,000,000	円	円 20,000,000
			令和4年度	64,161,000		64,161,000
			計	84,161,000		84,161,000
1 資本的支出	1 建設改良費	拡張配水管布設事業	令和3年度	100,000,000		100,000,000
			令和4年度	229,963,000		229,963,000
			計	329,963,000		329,963,000
		浄配水場自家発電装置更新事業（神根浄水場）	令和3年度	100,000,000		100,000,000
			令和4年度	525,428,000		525,428,000
			計	625,428,000		625,428,000

業会計継続費精算報告書

実	績		比	較	
支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払 義務発生額の 差	左の財源内訳	
	企業債	損益勘定 留保資金等		企業債	損益勘定 留保資金等
円	円	円	円	円	円
			20,000,000		20,000,000
84,150,000		84,150,000	△19,989,000		△19,989,000
84,150,000		84,150,000	11,000		11,000
96,770,000		96,770,000	3,230,000		3,230,000
134,317,491		134,317,491	95,645,509		95,645,509
231,087,491		231,087,491	98,875,509		98,875,509
100,000,000		100,000,000	0		0
253,694,000		253,694,000	271,734,000		271,734,000
353,694,000		353,694,000	271,734,000		271,734,000

報告第 25号

令和4年度川口市が出資した法人の経営状況について

川口市が出資した下記法人の経営状況に関する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

記

- 1 一般財団法人 川口中小企業共済協会
- 2 川口市土地開発公社
- 3 公益財団法人 川口産業振興公社
- 4 公益財団法人 川口市公園緑地公社
- 5 川口都市開発株式会社
- 6 公益財団法人 川口市勤労福祉サービスセンター
- 7 公益財団法人 川口市スポーツ協会
- 8 公益財団法人 川口総合文化センター
- 9 公益財団法人 川口緑化センター

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 26号

令和4年度決算に基づく川口市健全化判断比率について

上記健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	3.1	6.7
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

報告第 27号

令和4年度決算に基づく川口市資金不足比率について

上記資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

(単位：%)

	水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

報告第 28号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

60件 32,040,963円

(1) 特別定額給付金返還金	1件	100,000円
(2) 福祉資金貸付金	4件	622,500円
(3) 緊急生活支援特別資金貸付金	2件	134,000円
(4) 高額療養費及び出産費資金貸付金	3件	39,437円
(5) 生活保護費返還金	5件	6,343,845円
(6) 老人ホーム入所者負担金	1件	1,278,253円
(7) 障害福祉サービス費返還金	1件	86,583円
(8) 児童扶養手当返還金	1件	763,750円
(9) ひとり親家庭等医療費返還金	1件	97,683円
(10) 子ども医療費返還金	1件	1,074円
(11) ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金返還金	1件	200,000円
(12) 一般被保険者返納金	15件	1,796,547円
(13) 住宅使用料	6件	15,957,191円
(14) 奨学資金貸付金回収金	5件	2,289,000円
(15) 求償債権（奨学資金貸付金）	1件	1,457,125円
(16) 放課後児童クラブ利用料	4件	203,000円
(17) 学校給食費	8件	670,975円

2 放棄の事由

法人が事業を休止し将来その事業を再開する見込みが全くないこと、破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと若しくは債務者が無資力、死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能又は債権金額が少額で取立

てに要する費用に満たないと認められることから回収が不適當であるため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和5年3月31日

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 29号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

水道料金 1, 404件 8, 026, 023円

2 放棄の事由

法人が事業を休止し将来その事業を再開する見込みが全くないこと、破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと若しくは債務者が無資力、死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから回収が不適當であるため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和5年3月31日

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 30号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

診療費 218件 15,928,185円

2 放棄の事由

破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと、債務者が死亡若しくは所在が不明で、また、無資力で生活困窮のおそれがあり回収が不可能又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから、回収が不適当なため債権を放棄したものの。

3 放棄の時期

令和5年3月31日

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫